

平成19年度事業実施報告

平成19年度は、我が国の経済は全体として回復基調を維持したが、地方の景況感はまだ厳しさを完全に脱し切れておらず、新たに年度後半からの原材料の高騰などによる景気への影響が懸念される事態となった。

雇用面の改善も進んだが、非正規雇用の増加などにより労働環境の面では厳しい状況が続いた。

このような状況の中で、当協会の19年度の事業を総括すると、当初計画の事業で一部計画どおり実施に至らなかった事業も生じたが、全般的には、ほぼ順調に推移した。

事業の具体的実施状況についての概要は次のとおりである。

1. 当協会の会員数は19年度に新規加入が99あったものの、脱会が130あり、前年度より26減少し、3月末日現在3,614となった。

脱会は、事業の廃止、倒産、事業所の統廃合が最も多く、経費節減や入会メリットを感じない等の事由も挙げられている。

2. 広報誌の発行、総会等の定例の会議の開催については、概ね計画に従い実施できた。

協会報は通刊662号(20年3月)を迎え、従来の発行部数(4,900部)も維持している。

なお、会員のニーズに応えられる記事の提供、より読みやすい誌面構成などに努める必要がある。

3. 会館等自主施設の確保については、若干の情報を把握したが、検討に乗せるまでの物件はなく、建設委員会を開催するまでに至らなかった。

従って、引続き縣案事項として次年度以降に持ち越す状況にある。

4. 働く人々の一般労働条件改善対策については、当協会として直接国から委託を受けた「有期契約労働者労働条件改善推進事業」、多様な働き方に対応した労働時間制度の設定への取り組みを推進する「労働時間等設定改善援助事業」の2つの事業を引続き実施し、熊本労働局のご支援と会員事業場のご協力により、一定の成果を挙げたところである。

また、全基連熊本県支部として行う事業(「新規起業事業場の就業環境整備サポート事業」、「労働条件相談センター事業」の実施、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及に向けたシンポジウム」、「同セミナー」の開催)についても全面的な支援を行った。

さらに、昨年度に引続き賃金不払残業の防止、過重労働による健康障害防止のための労働時間管理など行政の重点課題についての周知広報活動にも取り組んだ。

新たに開始された「過重労働健康障害防止のための自主的改善事業」(中央労働災害防止協会熊本県支部の事業)については、熊本労働局のご支援、ご協力により県内の2事業者集団を対象に事業を遂行出来た。

また、協会独自の事業として新たに計画していた「労務管理セミナー」については、全基連との共催により、熊本・八代地区で開催することが出来た。

5. (1)働く人々の安全と健康の確保に関する事業は、会員の自主活動の推進を基本に、特に死亡災害の防止と安全衛生水準の向上、心身の健康確保に重点をおいて広報活動や各種の事業に取り組んだ。

各支部では、ゼロ災部会を中心に、安全・衛生週間準備月間中の講習会、KYTリーダー研修会、週間パトロールなど、各労働基準監督署の支援協力を得て実施した。「熊本県産業安全衛生大会」については、参加者について事前に把握するなどの努力をしたが、参加者の大幅増には至らず、大会内容とともに参加勧奨の方法についても再検討が必要と思われる。

「全国産業安全衛生大会」は神戸市で開催され、熊本からも相当数の参加が見られた。

なお、熊本県労働衛生管理研究会の事業として、会員全員へ中災防がまとめた資料「衛生管理者の職務と能力向上」を配付した。

- (2)技能講習等の安全衛生教育事業については、年間計画114回(受講者見込7,670名)を上回る130回(受講者数8,068名)の実施状況であった。

特に、玉掛け、有機溶剤作業主任者各技能講習、安全管理者選任時講習、等で受講者が増加しており、全体としても需要が大きいのが、床上操作式クレーン技能講習は実技会場確保に困難をきたしており、需要に応えられていないという個別事情があるほか、実施体制からして、むしろ今後受講者数を絞り込んでいく必要もある。

その他、中央労働災害防止協会との共催事業としてリスクアセスメント実務研修を開催し、47名の参加者があった。

然しながら、安全衛生管理セミナーについては、体制不足から増加した技能講習等への対応に追われ開催することが出来なかった。

- (3)中小零細企業の安全衛生対策については、中小企業安全衛生推進センターが行う「団体安全衛生活動援助事業」(たんぼぼプラン)の推進に努め、団体指導及び経営者安全衛生講習会の開催等により、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を重点として安全衛生水準の向上に努めた。

- (4)化学物質による健康障害防止関係事業としては、「化学物質管理者研修」を実施し、100人以上の参加があった。

- (5) 快適職場の形成促進事業については、快適職場推進センターの活動として、快適職場推進協議会、快適職場推進大会、職場の喫煙対策のための研修会を開催するとともに、快適職場認定制度の周知、認定の促進に積極的に取り組んだ結果、66件の認定を得ることができた。
- (6) メンタルヘルス対策については、中央労働災害防止協会の受託事業として「自殺予防セミナー」を実施したほか、「メンタルヘルス対策支援事業」の周知に努めた結果、県内から6つの事業場が支援の申し出を行い、専門家の支援を受けた。
また「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」の周知にも努めた。
6. 賃金、労働福祉事業については、最低賃金の改正に伴いその周知に努めた。「賃金セミナー」については、独自に実施することが困難な状況にあり、行政で実施される「賃金・退職金セミナー」への参加勧奨に留まった。
7. 労働保険事務組合事業については、適正な保険料の算定徴収、関係事務の迅速な処理に努めた。
8. その他、労働関係法令の改正や労働行政関係情報の会員への周知広報のほか、会員からの各種相談、資料の提供等にも努めた。